

第II編 目指す将来像と 実現のための施策展開

- 第1章 基本理念とみどりの将来像**
- 第2章 基本方針と具体的な施策
- 第3章 百年の杜づくりプロジェクト
- 第4章 区別の施策展開
- 第5章 計画の推進方策



1 基本理念

みんなで育む「百年の杜」

【基本理念設定の考え方】

- 本市は、明治時代末期ごろに「杜の都」と呼ばれるようになって以来、現在では「杜の都」が仙台の代名詞といわれていますが、この間、戦災によりまちの**みどり**が失われ、また高度成長期の都市化の波によりまちを取り囲む樹林地が失われるなど、「杜の都」の危機が何度か訪れました。このような中、市民自らが立ち上がり、戦災復興において、青葉通・定禅寺通のケヤキ並木を育て、都心部の新たな**みどり**を創出し、また昭和48年に制定された「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、市民を挙げて**みどり**の保全・創出に取り組んできました。
- 平成23年3月11日に発生した大地震とそれに伴う大津波により、海岸林や海岸公園の**みどり**がほぼ消失するなど、「杜の都」は再び大きな危機に直面することになりました。これまで農地の保全や自然災害に対する防災の上で大きな役割を果たしてきた東部地域の**みどり**を、防災・減災機能をさらに強化した**みどり**として再生することが必要となっています。
- また、地球規模での自然環境の保全や人口減少時代に対応する機能集約型都市への転換など、持続可能な社会の構築に向けた取り組みが進められ、都市生活においては快適性や都市個性、安全・安心など、暮らしの質の向上が求められています。このような都市づくりの課題において**みどり**が果たすべき役割は多様化しており、生物多様性の保全やその持続的な利用について定めた生物多様性条約に見るまでもなく、特に低炭素社会、自然共生社会、循環型社会の形成などの環境保全に関わる**みどり**の役割がますます重要となっています。このような**みどり**の役割を十分に発揮させるためには、奥山から里山、市街地、田園、海へと連続する本市の骨格となる**みどり**のネットワークの充実が必要といえます。
- みどり**のまちづくりにあたっては、これまでの歴史が示してきたように**みどり**が市民共有の財産であることを認識し、市民一人ひとりが主体的に行動することが必要です。また、**みどり**のまちづくりは短期間に実現するものではなく、樹木の成長と同様に時間をかけて継続的に推進していくという時間軸上の戦略が重要であり、このことにより歴史に継承された個性的な地域の景観を保全・創出することが可能となります。

○こうした考え方を前提に、市民・市民活動団体・事業者・行政が一体となり、世代を超えて継続的な取り組みを行うことで、東部地域の**みどり**について震災からの復興のシンボルとして再生すること、またこれまで先人が培ってきた**みどり**について、物理的・空間的な**みどり**として保全・創出するとともに、**みどり**に関わる地域の歴史や文化を守り育み、より豊かで質の高い新しい杜の都・仙台に発展させ、未来に継承していくことを目指して、基本理念を上記のとおり定めます。

(参考) 杜の都の環境をつくる条例の前文

私たちの郷土仙台は、緑に満ちた都市景観と情緒ある環境を保ちながら健康で文化的な市民生活をはぐくみ、個性豊かな「杜の都」を形づくってきた。

しかしながら、急速な都市化の進展は、緑の環境の無秩序な破壊を招き、市民共有の財産である杜の都の潤いある環境は、失われようとしている。

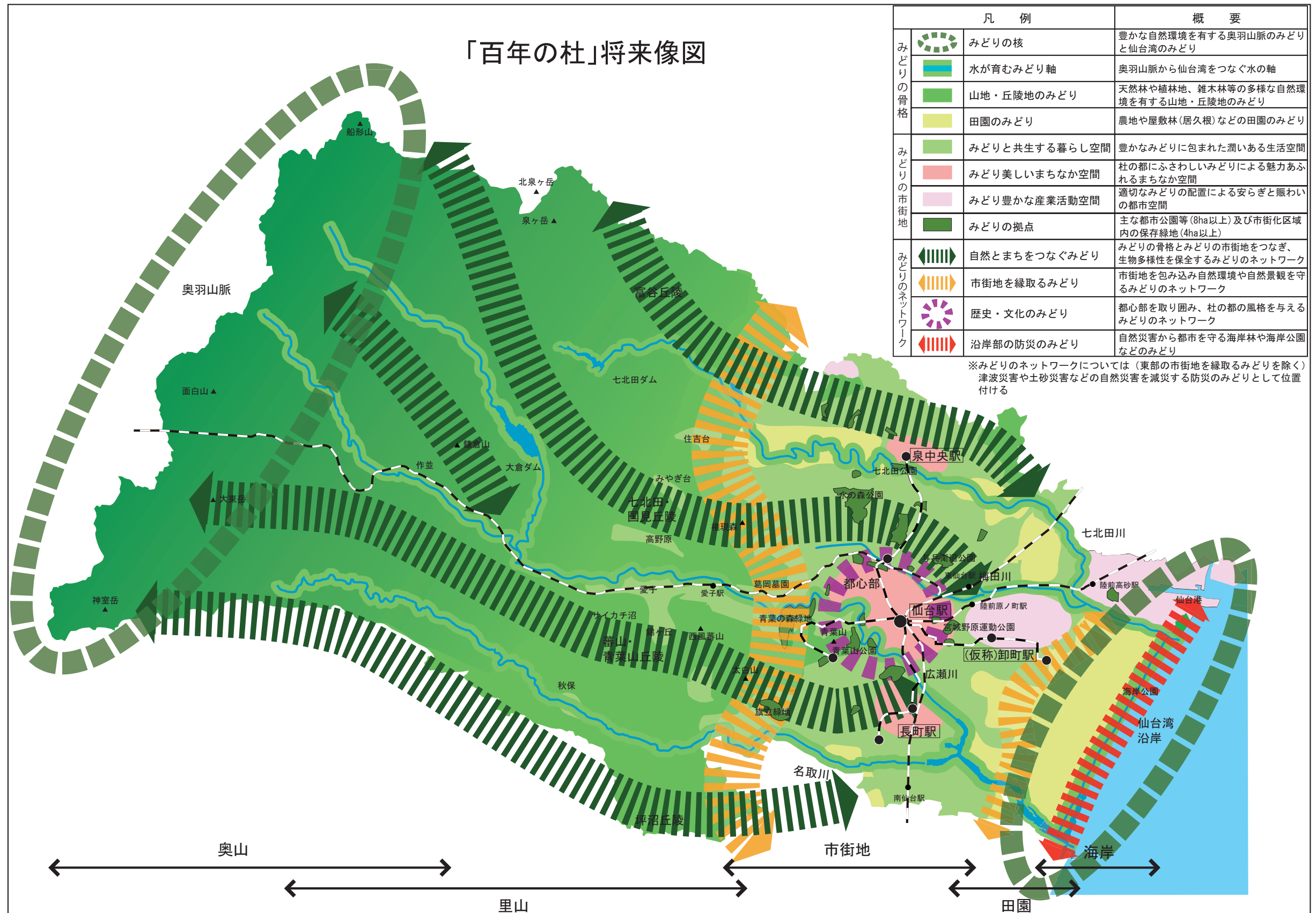
緑は、人間にとって心のふるさとであり、生命の源である。

緑に満ちた「明るく、住みよく、美しい」都市環境は、郷土を愛する市民すべての切なる願いであり、その未来への継承こそ私たちに課せられた大いなる責務である。ここに、私たちは、自然との調和ある環境の創造を都市づくりの理念とし、市民挙げて緑の保護と積極的な育成に努め、杜の都の伝統ある風土を未来に発展させることを決意し、この条例を制定する。

2 みどりの将来像

(1) 「百年の杜」将来像図

■図表Ⅱ-1-1 「百年の杜」将来像図



(2) 目指すべき「百年の杜」

目指すべき「百年の杜」の将来の姿は次のとおりです。

① 自然災害から市民生活を守るみどり

- ・海岸林や公園の丘などにより、津波、暴風、飛砂などの自然災害から市民生活が守られている。
- ・丘陵部などの樹林地が保全され、適正に管理されている。
- ・災害発生時などに避難場所や復旧支援の場などの多様な用途に利用できる身近な公園がある。
- ・市民、市民活動団体、事業者などが日常的に公園と関わりを持ち、非常時にも地域の実情に応じて活用している。

② 地球環境を守り、地域環境をつくるみどり

- ・奥山から、里山、市街地、田園、海岸へとみどりが連続し、多様な生物が生息・生育している。
- ・多様な自然環境が法律や条例により適切に保全され、多様な生態系サービスをもたらす里山・田園などが継続的な営みにより適正に管理されている。
- ・保存緑地や都市緑地の保全及び都市の緑化により、都市にみどりのネットワークが形成され、身近な地域に様々な生物が生息・生育している。
- ・みどりの適正な管理により、木質資源の循環や健全な水循環が確保されている。
- ・市民、市民活動団体、事業者などが連携し、みどりの保全活動を行っている。

③ 暮らしの質を向上させ、ゆとりと潤いをもたらすみどり

- ・市民ニーズに対応して公園が整備され、多様な管理運営により、多くの市民に利用されている。
- ・ユニバーサルデザインが導入され、また遊具や樹木が適切に管理されており、誰もが安全に安心して公園を利用できる。
- ・公園、街路樹、河川、その他の公共施設や民間施設などのみどりを身近に感じることができる。
- ・公園の整備、運営や維持管理に市民、市民活動団体、事業者が積極的に参加しており、日常的に多くの市民が様々な活動で公園に集まり、活発な交流がある。

④ 仙台らしさを表すみどり

- ・歴史資源や文化資源がみどりで彩られ、杜の都の風格を感じることができる。
- ・屋敷林（いぐね）が農地とともに保全・再生され、田園地域の文化的景観が守られている。
- ・都心部にみどりがとけ込み魅力的な都市景観をつくっている。
- ・青葉山公園、西公園や八木山動物公園などの鉄道沿線に拠点となる公園が整備され、市民や観光客でにぎわっている。

⑤ 市民が育むみどり、みどりに育まれる市民生活

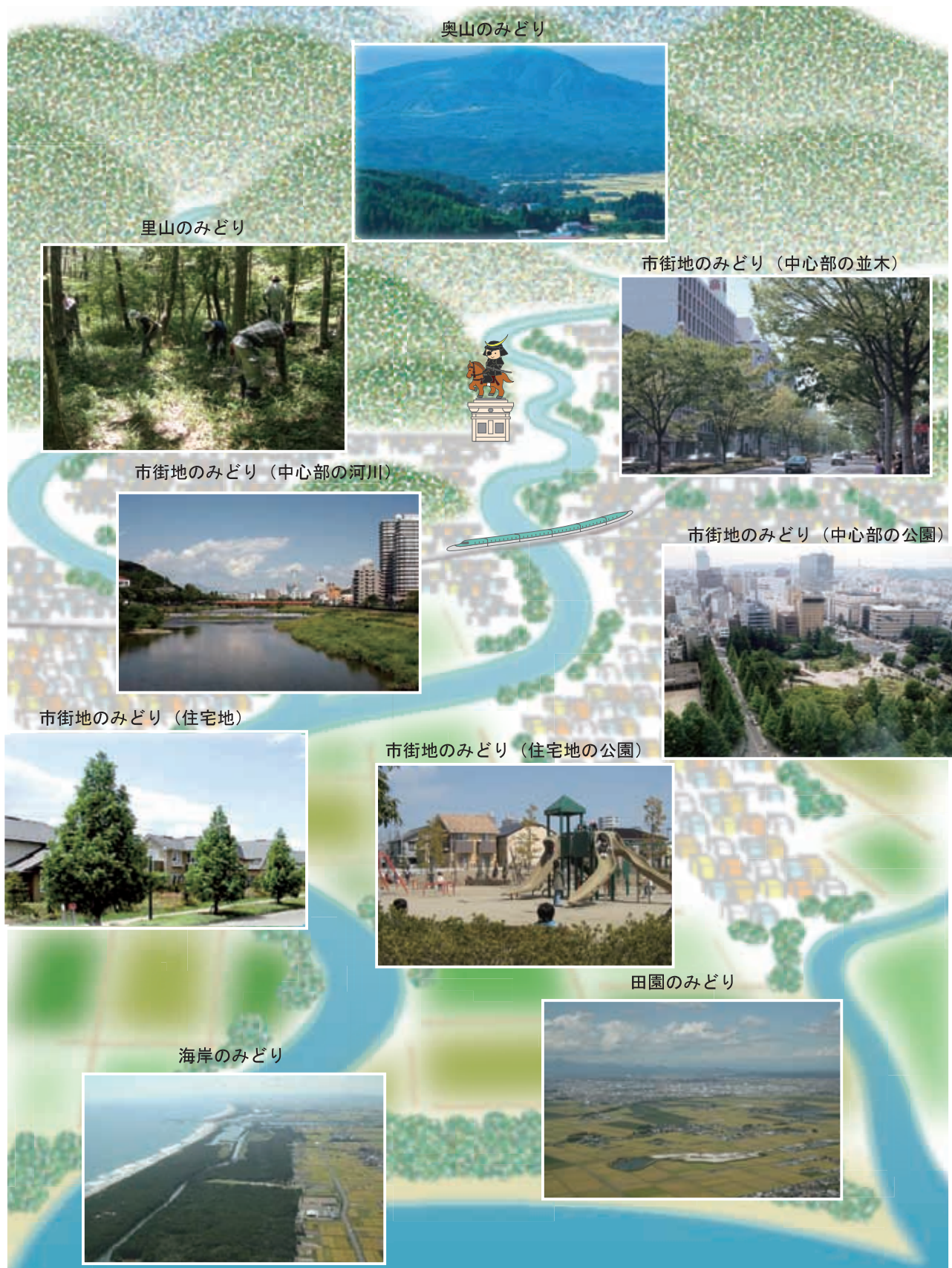
- ・市民、市民活動団体、事業者がみどりは市民共有の財産であるという意識をもち、主体的にみどりを守り、育む活動を行っている。
- ・みどりを未来につないでいくために、世代を越えて、みどりを学ぶ活動が行われている。
- ・みどりにより人・世代・地域がつながりを持ち、多様なコミュニティが形成されている。

(3) 地区別のみどりの将来像イメージ (図表Ⅱ-1-2)

「百年の杜」将来像図で示した地区別の将来的にも守り育てべきみどりのイメージです。

掲載した写真は、計画策定時点での各地区を代表するみどりであり、百年の杜づくりの取組を進め、各地区にふさわしいみどりを育みます。特に、海岸と田園のみどりは再生を目指します。

■図表Ⅱ-1-2 地区別のみどりの将来像イメージ



(4) 計画期間におけるみどりに関わる目標（質の目標と量の目標）

○質*に関する目標

- 目標1： **安全安心** 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます
- 目標2： **自然環境** 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます
- 目標3： **生活環境** 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めます
- 目標4： **仙台らしさ** 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます
- 目標5： **市民協働** 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます

※みどりの質の目標について

1 目標設定の考え方

序章に記載したとおり、みどりは防災、生活環境の保全、生物多様性の保全、景観形成、都市個性、地域コミュニティの醸成、癒しなど、様々な機能を持っています。

本計画では、これら「みどりが持つ機能」（＝「みどりの質」）の維持増進を図ることも目指すこととして、「みどりの質」と「みどりの量」の2種類の目標を設定しました。

「みどりの質」の総括的な目標については、上記のとおり、定性的な目標となっていますが、「みどりの質」を測る指標として、第Ⅱ編第3章百年の杜づくりプロジェクトの7つのプロジェクトにそれぞれ2つの成果指標を設定しています。

2 みどりの質を向上させる具体的な取組の事例

安全安心 ⇒津波により流出しにくい海岸防災林の整備，都市公園の防災機能の充実，

自然環境 ⇒郷土樹種等を活用した緑化，生物多様性に配慮した樹林地の管理，
間伐等の森林整備

生活環境 ⇒ヒートアイランド現象を緩和する街路樹植栽や建物などの緑化，
市民ニーズに応じた公園再整備や運営管理，公園施設や街路樹の適切な管理

仙台らしさ ⇒都心部等での効果的な緑化，歴史的・文化的な資源を生かした都市公園の整備，
屋敷林（いさね）・鎮守の杜の保全

市民協働 ⇒活動主体との情報共有，様々な活動主体が参加できる仕組みづくり，
みどりとふれあう各種イベントの開催

○量に関する目標

目標1 市全域のみどりの総量の維持・向上を目指します

(平成21年度市全域の緑被率^{りよくひりつ} 78.8%)

目標2 都市計画区域の都市公園など(都市公園及びその他のオープンスペースとなる施設緑地^{*})を市民一人当たり20㎡とします(うち都市公園は市民一人当たり17㎡)

(平成22年度 都市公園など一人当たりの面積 15.8㎡, 都市公園 12.8㎡)

目標3 市街地のみどりの総量の維持・向上を目指します

(平成21年度 市街地の緑被率^{りよくひりつ} 29.8%)

市街化区域において担保性のある緑地^{*}を250ha増やします

(平成22年度 市街化区域における担保性のある緑地 約2,200ha(重複無))

○みどりの市民意識調査による評価項目

身近なみどりが量と質ともに十分であると感じている市民の割合

※ 担保性のある緑地(目標3の担保性のある緑地の対象とするもの。下線部は目標2についても対象とするもの。)

1 施設緑地

(1) 都市公園

(2) 都市公園以外の施設緑地

① 公共施設(都市公園除く)

市立小中高など学校, 屋外運動場を有する運動施設, 墓園, 児童遊園, 港湾緑地, 文化財関係施設, 生涯学習関係施設, 街路樹, その他緑化計画により認定された公共施設, ため池など

② 民間施設

市民緑地, 公開空地, その他緑化計画で認定された民間施設, 屋上緑化(市の助成事業によるもの), 工場立地法上の緑地など

2 地域制緑地

(1) 法律や条例(仙台市条例以外)による地域

国定公園, 保安林, 農用地区域, 河川区域, 風致地区, 特別緑地保全地区, 緑地保全地域, 県立自然公園, 県自然環境保全区域, 緑地環境保全区域, 史跡など

(2) 協定によるもの

緑地協定など

(3) 仙台市の条例によるもの

保存緑地, 保存樹林(杜の都の環境をつくる条例), 環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例), 地区計画緑地保全条例による保全区域など